議案第56号

愛西市水道事業給水条例の一部改正について

愛西市水道事業給水条例(平成17年愛西市条例第141号)の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成27年9月1日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、使用料金を改定する必要があるからである。

愛西市条例第 号

愛西市水道事業給水条例の一部を改正する条例

愛西市水道事業給水条例(平成17年愛西市条例第141号)の一部を次のように改正する。

第30条中「給水使用料の額」の次に「に100分の108を乗じて得た額」を加え、「10円」を「1円」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第30条関係)

1 給水使用料(1か月につき)(八開地区)

用途及	基本料金		超過料金						臨時用
び種別	水量	料金		水量	料金	-/	水量	料金	1 m³ごと
一般用	1 0	1,650	1	$1 1 \text{ m}^3$	1 6 5	1	$4 1 \text{ m}^3$	1 9 0	に280
(官公	\mathbf{m}^3	円	\mathbf{m}^3	以上	円	\mathbf{m}^3	以上	円	円
署、そ				$2~0~\mathrm{m}^3$			$75 \mathrm{m}^3$		
の他団				以下			以下		
体施設			1	$2 1 \text{ m}^3$	1 6 5	1	$7 6 \mathrm{m}^3$	1 9 5	
用、学			\mathbf{m}^3	以上	円	\mathbf{m}^3	以上	円	
校含				$3 0 \text{m}^3$					
む)				以下					
			1	$3 1 \text{ m}^3$	1 7 5	_		_	
			\mathbf{m}^3	以上	円				
				$4~0~\mathrm{m}^3$					
				以下					
共用栓	一般用の基本料一般用の超過料金に戸数を乗じて得た金								
	金に戸	三数を乗じ	額						
	て得力	た金額							

2 給水使用料(1か月につき)(佐織地区)

用途及	基本料金		超過料金						臨時用
び種別	水量	料金	,	水量	料金	-	水量	料金	1 m³ごと
一般用	1 0	1,200	1	$1 1 \text{m}^3$	1 3 5	1	$4 1 \text{ m}^3$	2 2 0	に355
(官公	${\sf m}^3$	円	\mathbf{m}^3	以上	円	\mathbf{m}^3	以上	円	円
署、そ				$2~0~\mathrm{m}^3$			$75 \mathrm{m}^3$		
の他団				以下			以下		
体施設			1	$2 1 \text{ m}^3$	1 6 5	1	$7 6 \mathrm{m}^3$	2 3 0	
用、学			\mathbf{m}^3	以上	円	\mathbf{m}^3	以上	円	
校含				$3 0 \text{m}^3$					
む)				以下					
			1	$3 1 \text{m}^3$	1 7 5			_	
			\mathbf{m}^3	以上	円				
				$4~0~\mathrm{m}^3$					
				以下					
共用栓	一般用の基本料一般用の超過料金に戸数を乗じて得た金								
	金に戸	三数を乗じ	額						
	て得力	た金額							

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
 - (経過措置)
- 2 改正後の愛西市給水条例第30条及び別表の規定にかかわらず、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前から継続している水道の使用で、施行日から平成28年4月30日までの間に使用料の支払を受ける権利が確定されるものに係る使用料(施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定される日が同月30日後である水道の使用にあっては、当該確定されたもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定される使用料を前回確定日(その直前の使用料の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。)から施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利が

確定される日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。) については、なお従前の例による。

3 前項の月数は、暦にしたがって計算し、1月に満たない端数が生じたと きは、これを1月とする。